

「学校感染症に関する意見書」の記入について（依頼）

生徒の疾病が治癒、または、他の生徒に感染するおそれなくなりましたら、保護者または生徒本人に、「出席（登校）可」の旨をご指導いただき、下欄の「学校感染症に関する意見書」を発行くださいますようお願いいたします。

利晶学園大阪立命館中学校・高等学校 学校長 様

学校感染症に関する意見書

中・高 年 組 番 氏名

上記の者を下記の学校感染症と診断しました。本疾患が軽快し、感染症予防上登校しても支障ないことを証明します。

下記の疾病により 年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止したことを報告します。

種類	○印	病名	出席停止期間の基準 (ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
第一種		病名 ()	治癒するまで。
第二種		インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹	解熱後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発疹が消失するまで。
		水痘	全ての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
		結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
第三種		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		流行性角結膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		急性出血性結膜炎	
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス・パラチフス		

※感染性胃腸炎・溶連菌感染症などは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとる場合があります。

年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名